

判例研究

宗教法人に対する解散命令と信教の自由

— 宗教法人オウム真理教事件特別抗告審一九九六年一月三〇日決定 —

小林 武

一九九六年一月三〇日最高裁判所第一小法廷決定(平八の八第^八号、宗教法人解散命令に對する抗告棄却決定に對する特別抗告事件)民集五〇卷一号一九九頁、判例時報一五五五号三頁、判例タイムズ九〇〇号一六〇頁、ジュリスト一〇八五号一二二頁——抗告棄却

【決定要旨】 代表役員とその指示を受けた幹部らが、多数の信者を動員して、計画的・組織的に、大量殺人を目的として、毒ガスであるサリンを生成した宗教法人について、宗教法人法八一条一項一号及び二号前段に規定する事由があるとしてなされた解散命令は、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいたる意図によるものではなく、また、右宗教法人の行為に対処するには、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、他方、解散命令によって生ずる宗教団体や信者の宗教上の行為にとつての支障も、間接的で事実上のものにとどまるなどの事情の下においては、憲法二〇条一項に違背するものではない。

【事実】 宗教法人オウム真理教(抗告人。Y)については、東京地検検事正および東京都知事が、宗教法人法八一条一項に

もとづき東京地裁に解散命令を請求した。その理由とするところは、Yの代表役員Aが信者多数とともに、人を殺すこと以外には使途のない種類の毒ガスであるサリンの生成を企て、もって殺人の予備をしたのは、同法八一条一項一号（法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと）および二号前段（同法二条の規定する「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」）所定の解散命令事由に該るというにある。

これに対して、Yは、事実関係を争うとともに、解散命令は右の事件に関係のない多数の信者の信仰の場を奪うもので憲法二〇条に違反するなど主張したが、第一審（原原審、東京地決95・10・30判タ八九〇号三八頁）は、請求を認めて「Yを解散する」旨の決定をした。

Yが即時抗告したが、抗告審（原審、東京高決95・12・19判時一五四八号二六頁・判タ八九四号四三頁）は、これを棄却した。その理由とするところは、代表役員Aとその指示を受けた多数の幹部は、大量殺人を目的として大量のサリンを生成することを計画した上、多数の信徒を動員し、Y所有の様々な物的施設を利用し、Yの多額の資金を投入して、計画的、組織的にサリンを生成したものであるが、その行為はYの行為と認めるべきものであり、Yについて宗教法人法八一条一項一号および二号前段所定の各解散命令事由があることは明らかである、というにある。なお、宗教法人が信徒の憲法上の権利を援用し、主張することについては、いわゆる第三者の憲法上の権利主張の有無が問題となるところ、宗教法人ないし宗教団体と信者との間には信仰にかんして特別な関係があるから、宗教法人に右主張適格を認める余地がないではないが、そのためには、解散命令とそれにもとづく清算の結果が信徒各自の宗教の自由権に重大な不利益を課するに至る等が明らかにされる必要がある、それがなされていない現時点では、実体的な憲法判断を加えることを要しない、とした。

Yより特別抗告がなされたが、その理由とするところの中心点は、本件解散命令は一部信者の行為を理由にYの構成員の九九パーセントの信者の信仰生活を断念に追い込む結果を生むものであるから実質的に憲法二〇条に違反する、というにあった。これに対して、最高裁第一小法廷は、次の判断を示した。

【決定の概要】 一 宗教法人法（以下「法」という）は、「宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし（法一条一項）、宗教団体に法人格を付与し得ることとされている（法四条）。すなわち、法による宗教団体の規制は、専ら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としていたのであって、信者が宗教上の行為を行うことなどの信教の自由に介入しようとするものではない（法一条二項参照）。法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度も、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為（同条一項一号）や宗教団体の目的を著しく逸脱した行為（同項二号前段）があつた場合、あるいは、宗教法人ないし宗教団体としての実体を欠くに至つたような場合（同項二号後段、三号から五号まで）には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となることから、司法手続によつて宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにしたものであり、会社の解散命令（商法五八条）と同趣旨のものであると解される。」

二 したがつて、解散命令により宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは新たに結成することや、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけではない。すなわち、「解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのである。」もつとも、解散命令が確定したときは清算手続が行われ（法四九条二項、五一一条）、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから（法五〇条参照）、これを用いて信者が行つていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得る。このように、「宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。」

三 以上の観点から本件解散命令について見ると、「法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度は、前記のよう

に、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、その制度の目的も合理的であるということが出来る。そして、原審が確定したところによれば、被告人の代表役員であった(A)及びその指示を受けた被告人の多数の幹部は、大量殺人を目的として毒ガスであるサリンを大量に生成することを計画した上、多数の信者を動員し、被告人の物的施設を利用し、被告人の資金を投入して、計画的、組織的にサリンを生成したというのであるから、被告人が、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められ、宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたことが明らかである。被告人の右のような行為に対処するには、被告人を解散し、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、他方、解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。したがって、本件解散命令は、宗教団体であるオウム真理教やその信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、被告人の行為に対処するのに必要でやむを得ない法的規制であるということが出来る。また、本件解散命令は、法八一条の規定に基づき、裁判所の司法審査によって発せられたものであるから、その手続の適正も担保されている。

宗教上の行為の自由は、もとより最大限に尊重すべきものであるが、絶対無制限のものではなく、以上の諸点にかんがみれば、本件解散命令及びこれに対する即時抗告を棄却した原決定は、憲法二〇条一項に違背するものではないといふべきであり、このように解すべきことは、当裁判所の判例(最高裁昭和三六年(ぬ)第四八五号同三八年五月一日大法廷判決・刑集一七卷四号三〇二頁)の趣旨に徴して明らかである。』

(小野幹雄、高橋久子、遠藤光男、藤井正雄)(抗告棄却、確定)

【参照条文】 憲法二〇条一項、宗教法人法八一条

【批評】

本決定の結論に同意する。一九九五年を頂点に日本社会を震撼させる数々の事件を惹起させた宗教法人オウム真理教から宗教法人格を剝奪する裁判所の措置それ自体については、さぞかし異論の出る余地のないところであろう。ただ、本決定は、最高裁判例としては当然のことであるが、本件具体的事案に対する裁定を越えて、信教の自由にかんする一般的判断にも及んでおり、それが重要な意義をもつものであることを承認しつつ、同時になお解明されるべき点が残されてもいると思う。そのような観点をもって、以下、宗教法人法上の解散命令規定の本件事実関係への適用にかかわる問題をべつとした上で、憲法上の争点を中心に若干の評釈を試みることにしよう。

一 宗教法人法上の解散命令制度と本件事案

本件は、宗教法人法八一条一項一号および二号前段による解散命令が出された初めてのケースであるとされる。同法が宗教団体に法人格を付与するのは、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与える」という目的による（二条一項）。そして、同法は、他の法人の場合と同様に（民法六八条、商法四〇四条等）、宗教法人の解散事由を法定しており（四三条）、そこでは任意解散（同条一項）とその他の事由による解散（二項）とを区別している。そして、後者の法定解散のうち裁判所の解散命令によるもの（同項五号）については、八一条一項が、宗教法人が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」（同項一号）や、「第二条（「宗教団体の定義」に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」（二号前段）をした場合、あるいは、宗教法人としての実体を欠くに至った場合（二号後段、三号ないし五号）、裁判所が、「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で」その宗教法人の解散を命ずることができる、旨定め

ている。これは、反社会的行為をし（法人格の濫用）、あるいは、組織としての実体を失った（法人格の形骸化）宗教団体に法律上の能力を与えておくことは不適切ないし不必要であるとの法政策的判断にもとづくものであって、この仕組みは十分合理性をもつとみてよい。

この点を、原決定のとおり、次のように敷衍しても差し支えなからう。——「同法が八一条一項一号及び二号前段において宗教法人に対する解散命令制度を設けたのは、宗教団体が、国家又は他の宗教団体等と対立して武力抗争に及び、あるいは宗教の教義もしくは儀式行事の名の下に詐欺、一夫多妻、麻薬使用等の犯罪や反道徳的・反社会的行動を犯したことがあるという内外の数多くの歴史上明らかな事実に鑑み、同法が宗教団体に法人格を取得する道を開くときは、これにより法人格を取得した宗教団体が、法人格を利用して取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を濫用して、法の定める禁止規範もしくは命令規範に違反し、公共の福祉を害する行為に出る等の犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化することがありうるところから、これを防止するための措置及び宗教法人がかかる存在となつたときにこれに対処するため措置を設ける必要があるとされ、かかる措置の一つとして、右のような存在となつた宗教法人の法人格を剥奪し、その世俗的な財産関係を清算するための制度を設けることが必要不可欠であるとされたからにはかならない。」

以上のような宗教法人法の趣旨・目的に照らすなら、宗教法人の解散命令といつても法人格を剥奪することにすぎず、本決定が述べるごとく、信者が法人格を有しない宗教団体を存続させるあるいは新たに結成して宗教上の行為をなし、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけではないから、解散命令は信者の宗教上の行為を禁止ないし制約する法的効果をとまなうものではない、とひとまず解することができる。したがって、同法八一条の規定の全部または一部それ自体が憲法に反するとの法令違憲の主張は困難であるといふべきである。（なお、抗告理由も、法令違憲の主張でなく、具体的な法適用としての本件解散命令が違憲であるとの主張をしているものであるように思われる。）²⁾

同時に、宗教法人の解散命令が確定すると清算手続が行なわれ（四九条二項、五一條）、その結果、宗教法人に帰属する財産は、礼拝施設など宗教上の行為の用に供していたものも処分の対象になるから（五〇条参照）、信者の宗教的行為にはその

分支障が生じうる。このように、宗教法人の解散命令は、信者の宗教活動を法的に制約する効果をもつものではないとしても、事実上これを困難にすることがありうるため、憲法の保障する基本的人権の一つとしての信教の自由の重要性に照らして、具体的な解散命令ごとに、適用違憲を生じないかを慎重に検討すべきことになる。本決定も、先に〔決定の概要〕二参照掲げておいたとおり、この見地に立つものといえる。

こうした憲法上の要請にかんがみ、宗教法人法八一条一項は、解散を命ずる要件として、右にみたように、「著しく」公共の福祉を害すると「明らかに」認められる（一号）とか、宗教団体の目的を「著しく」逸脱した（二号前段）とかの厳格な要件を設けている。この点で、本決定が受容したところの原審の事実確定は説得的である。すなわち、それは、サリン生成にかんして、「サリンは、自然界には存在しない人工の有機リン系化合物であり、生物の神経系を侵す神経ガス的一种であつて、人を殺害すること以外に用途はない。人体には、口、呼吸、皮膚等全身の体表面のいずれからも侵入し、極めて迅速に作用して人を死に至らしめ、少量でも非常に広範囲の地域に拡散して多数の人を殺害することができるものであり、休息中の人を対象とした場合、一立法メートル当たり一〇〇ミリグラムのサリンが存在すれば一分間で半数が死亡……する」といわれているものである」等を含む詳細な認定をふまえた上で、こうしたサリンの生成行為は、「刑法二〇一条の規定する禁止規範に違反する殺人予備行為に該当することが明らかであるのみでなく、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為であり、また、宗教法人法二条の定める宗教団体の目的を著しく逸脱した行為であることはいうまでもない」とするものであった。解散命令に求められる明白・顕著の要件は、本件にかんしては、いずれも充足されているとみてよいであろう。

ただ、宗教法人法八一条一項は、右のような行為が「宗教法人について」なされたとき、解散命令事由となる旨定めているところからすれば、本件の殺人予備行為の主体は宗教法人の役員等であつて宗教法人それ自体ではないがゆえに右行為は解散命令の事由にはあたらない、との立論もありえよう。しかし、これについては、原原審決定のごとく、「宗教団体構成員の大部分あるいは中枢部分が、宗教団体の組織的行為として犯行に関与するなど、重大な犯罪の実行行為と宗教団体の組織や活動との間に、社会通念上、切り離すことのできない密接な関係があると認められる場合」には、宗教法人について法

令違反行為があつたとして差し支えないであろう。同様に、原決定のいうように、「宗教法人の代表役員等が法人の名において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為〔は〕」、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえる〔したがって、「本件プラントによるサリンの生成は、被告人の代表役員である〔A〕及び同人の指示を受けた多数の幹部が、大量殺人を目的として、被告人の多数の信徒を動員し、被告人の所有する土地、建物等の様々な物的施設を利用し、かつ、サリンの原材料等を購入するために被告人の多額の資金を投入して行つた計画的・組織的な行為であつて、社会通念に照らし、宗教法人である被告人の行為と認めるべきものである〕と解することも、また可能であろう。

この点にかんして、論者は⁽³⁾、右のような認定の仕方⁽³⁾を諾いつつも、宗教団体の組織犯罪の場合には周辺に位置する構成員の果たす役割は小さいこと、つまり犯罪の中枢にいる少数者とそれに責任のない多数の真摯な信者とを区別することが可能かつ必要であることを強調して、組織犯罪を行なつた宗教法人でも、それに加わつた幹部を排除して、真摯な一般信者たちが法人規則を改正しそれに則つた真正の代表者を選定すること等により解散を免れる余地がある旨、指摘している。これが本件の教団にあてはまるかは別にして、宗教団体の特質をとらえた有益な指摘であると受けとめたい。

二 本件解散命令の憲法二〇条適合性

(一) 信教の自由の保障内容と解散命令

憲法二〇条一項の保障する信教の自由は、通説によれば、次のものを保障内容としている。すなわち、①（内心における）信仰の自由（特定の宗教を信仰し・または信仰をもたない自由、信仰を告白し・または告白を強制されない自由）、②宗教的行為の自由（礼拝・祈禱その他の宗教上の儀式等を行ない・または行なわず、さらにこれに参加することを強制されない自由）この点は、二項が重ねて強調している）、教義の宣伝・普及、すなわち布教をし・またはしない自由（この布教の自由は、同時に表現の自

由として保障されている)、および、③ 宗教的結社の自由(信仰を同じくする者が宗教団体を設立しそれに拠って活動し・またはしない自由、宗教団体に加入し・または加入せずもしくは脱退する自由)である。

右のうち、信仰の自由は、個人の内心における自由を意味するものであるから、宗教法人の法人格を喪失させる措置は、これとは関係をもたない。宗教法人の解散命令で問題となるのは、宗教的行為の自由および宗教的結社の自由である。そして、この後者については、先に述べたとおり、法人格の付与は主として財産管理・事業運営上の便宜供与の見地からのものであるから、法人解散命令も、いわば当該宗教団体をもとの法人格のない宗教団体に戻すだけの措置であり、それが宗教的結社として活動することについての憲法上の保障を何ら損うものではない。⁽⁵⁾つまり、「法人格の喪失が宗教団体そのものの解散をもたらずとは宗教法人法八一条からは帰結されない」といえる。この点では、本決定が採るところの、宗教法人解散命令の制度は「専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではない」との論理が——二側面をやや峻別しすぎている感を禁じえないにしても——妥当しよう。結局、法人格剥奪の措置は、宗教的結社の自由を侵害するものとはいえず、問題は、宗教的行為の自由とのかかわりになるが、項を改めて検討しよう。

(二) 宗教的行為の制約の許否・限界とその判断基準

憲法の保障する信教の自由のうち内心における信仰の自由がいかなる制約をも受けないのは当然であるが、これに対して、信仰が宗教的行為の形をとって外部社会とのかかわりをもつときには規制を受けることがある。こうした理解は、学说・判例の一致して採るところといつてよい。最高裁も、つとに、いわゆる加持祈禱事件判決(最大判63・5・15刑集一七巻四号三〇二頁)において、「信教の自由が基本的人権の一として極めて重要なものであることはいうまでもない」が公共の福祉の下で「絶対無制限のものではなく、精神異常平癒を祈願するため線香護摩による加持祈禱を行ない全身の多数の個所に熱傷および皮下出血を負わせ急性心臓麻痺により死に至らしめた宗教家の行為は、「著しく反社会的な」、「憲法二〇条一

項の信教の自由の保障の限界を逸脱したもの」であると、傷害致死罪（刑法二〇五条）の成立を認めていた。本決定も、この判決を「判例」として扱ひ、宗教上の行為の自由が無制限でないとの解釈がとられるべきことは同判決の「趣旨に徴して明らか」である、としている。

ただ、宗教的行為の自由の制限があるとの趣旨を加持祈禱事件判決にもとづいて一般化し、それを本件事案にもあてはめる仕方には、疑問が残る。すなわち、前者では、信教の自由を主張する宗教者自身の行為への制約が問題となっていたのに比べ、後者で信教の自由の制約が論じられているのは、解散命令の事由となる行為をした宗教法人自身ではなく、その構成員信者についてである。本件では、この、第三者の憲法上の権利主張の適格という論点の検討が不可欠であるところ、これを欠いたままで、右のような形の先例引用するのは、不適切のそしりを免かれないのではあるまいか。⁽⁷⁾この点、原審決定には詳細な説示がみられ、それを含めて後にとりあげたい。

このようにして、宗教的行為については規制がありうる。しかし、対象となるものが外部的行為であるとはいっても、多くは内面的な信仰そのものに深くかかわっているから、その規制には特別に慎重な対処が求められる。この点で、国際人権B規約が、「宗教又は信念を表明する自由」は「公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要な」制限に服する（一八条三項）としているのは異なつて、日本国憲法の場合は、宗教上の自由は、安全・秩序・道徳などの一般原則により規制されてよいものではなく、内面的信仰の自由の侵害にわたらない必要最小限度のものでなければならぬと解すべきである。⁽⁸⁾

本件事案についていえば、宗教法人の解散命令による清算手続が開始されると、宗教法人に帰属していた財産は、礼拝施設など信仰上の行為のために用いられていたものを含めて処分されることになるから、信者の宗教的活動に支障をもたらす。しかも、本件のオウム真理教のように、自己の財産を教団に寄進して協同生活を営む、いわゆる「出家」の信者を主たる構成員としている宗教団体の場合には、これら信者の日常的な信仰生活に与える困難は、相当に大きいものと考えられる。したがって、それに対する宗教法人の解散命令が憲法二〇条一項に違背しないかについては、より慎重に判断すること

が求められているといえよう。

そこで、憲法適合性の判断基準として、規制により得られる利益と生ずる支障との具体的な比較衡量および適正手続の確保を当然の前提にした上で、規制目的の世俗性と規制手段の必要最小限性が要請されると解される。これは、厳格なLR A基準といえる。この点で、本決定も、①解散命令の制度は、専ら、宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ世俗的目的によるものであって、精神的・宗教的側面に容喙する意図によるものではなく、その目的は合理的であること、②本件宗教法人が違法性の極めて高い行為をしたこと、③このような行為に対処するには法人格を失なわせることが必要かつ適切であり、他方、本件解散命令によって宗教法人の母体である宗教団体やその信者がする宗教上の行為に与える支障は、間接的で事実上のものとどまること、④したがって、本件解散命令は、宗教団体や信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、右違法行為に対処するのに必要でやむをえない法的規制であること、⑤本件解散命令は、宗教法人法八一条の規定にもとづいて裁判所の司法審査によって発せられたものであるから、手続の適正さも担保されていること、等を認定した上で、本件解散命令は憲法二〇条一項に違反しないとの結論を導いている。

ここには、違憲判断の基準として、規制目的の世俗性、比較衡量、目的達成手段としてのLR A基準および手続的適正の確保、等が要請されるとの見地がうかがわれ、こうした判断方法は妥当とされよう。そして、本件宗教団体のごとき出家信者が主体となっている場合でも、宗教法人法上の特権を付与されて宗教的活動を行なうことまでが個人の憲法上の権利としての信教の自由に含まれると解することはできないから、本件解散命令は、必要不可欠なやむをえない措置として憲法二〇条一項の容認するところというべきであり、本決定の結論は首肯されるべきものと思われる。⁽¹⁾

三 第三者の憲法上の権利主張の適格

本件では、宗教法人才オウム真理教は、自己に対する解散命令によりそれに属する信者の信仰の自由が侵害されるとして同

命令の憲法二〇条違反を主張しているのであるが、宗教法人とその信者とは法上別個の人格であるから、本案の判断に入るに先立って、憲法訴訟における当事者適格が問題となる。すなわち、はたして宗教法人は信者の信仰の自由権を援用して自己に向けられた解散命令の違憲を主張することができるか、つまり、いわゆる「第三者の憲法上の権利主張の適格」の存否が争点とされるのである。

これについては、論者は、⁽¹³⁾ つとに、アメリカ判例理論を参考にしつつ、第三者の憲法上の権利を主張する適格の認否判断をする際の考慮要素として、次の四点を析出し、この見解が学説において広く支持されてきた。すなわち、① 第三者の憲法上の権利を援用する者の訴訟における利益の程度のちがいが（第三者の権利を援用することができなければ判決の結果援用者が刑に処せられ、ないし第三者から損害賠償請求を受ける等の場合、これを援用する利益の程度は高いとみなされる）、② 援用される第三者の憲法上の権利の性格（優越的地位をもつ思想表現の自由の援用が肯認されるのに対し経済的自由については否定される）、

③ 援用者と被援用者たる第三者との関係（両者の間に事件前から実質的關係が存在する場合には偶然的なものではない場合に比して肯認の可能性がはるかに大きい）、および、④ 第三者が独立の訴訟で自己の権利侵害を主張することの実際上の能否（これが不可能ないしきわめて困難な事情のもとでは援用者の当事者適格が肯認される可能性が大きい）、という諸点である。また、最高裁も、右学説が公にされた直後の、いわゆる第三者所有物没収事件判決（最大判62・11・28刑集一六卷一一号一五九三頁）において、訴訟当事者が第三者の憲法上の権利を主張することを認めるに至っている。これは、それまでの、「他人の権利に容喙干渉」することは許されないとした判例（最大判60・10・19刑集一四卷二二号一五七四頁）を變更したもので、没収は第三者の所有物にかんする場合でも被告人に対する附加刑であること・被告人としても占有権を奪われること・所有者から賠償請求を受ける危険があること等からして、被告人は当該没収の言渡と「利害関係を有」し、その違憲を争う当事者適格をもつ、と判示したものである。

右に照らして本件事案をみるなら、① 当事者（宗教法人オウム真理教）は、解散命令に対し自己の権利（宗教的結社の自由）をもって争うことが困難であるため、第三者（信者）の権利（宗教的行為の自由）を援用する必要度が高いこと、② 援

用される信者の権利が優越的地位をもつ精神的自由であること、そして何より、③ 宗教法人と信者との間には、事件前から信仰を紐帯とする強い実質的關係が存在すること（宗教法人法上も、信者は宗教法人の「利害関係人」とされている（一二条三項、一二三条、二六条二項、四四條二項参照）、さらに、④ 信者は、宗教法人への解散命令に対して独立の手續をもって争い自己の信教の自由権を擁護する機会を実質的に有しないこと、などが認められる。これらの点を考慮するなら、本件宗教法人には解散命令の手續において信者の憲法上の権利を援用して違憲を主張する適格があると解すべきであろう。

この点にかんして、原審決定は、厳格な審査基準を採っている。すなわち、それは、第三者の憲法上の権利を援用する適格の認否にかんする一般的な判断基準として、特定の第三者の憲法上の権利の性質、当事者と第三者との関係、第三者が独立の手續において自らの当該憲法上の権利を擁護する機会の有無、当事者に対し第三者の憲法上の権利主張の適格を認めない場合第三者の権利の実効性が失なわれるおそれの有無等、先の学説に沿った事項を挙げ、本件では、宗教法人とその信者との間に信仰にもとづく特別な關係があることを考慮すると、宗教法人には右の主張をする適格が認められる余地がある、とした。しかし、原審決定は、被告人に信者の信教の自由権を主張する適格を認めるとしても、右主張について実体的な憲法判断を加えるためには、信者自身が解散命令が自己の信教の自由権を侵害する旨主張した場合に実体的な憲法判断を加えるのに必要とされるのと同様の要件を具備することを要する、つまり、信徒が個々に特定され、その各自につき憲法二〇条にいう宗教上の信条が真摯に形成・保持されていること、解散命令と清算の結果が信徒各自の信教の自由権に対し重大な負担ないしは制限等の不利益を課すに至るものであること等が明らかにされる必要があるが、本件ではそれが充たされていないとして、実体的な憲法判断に入らなかった。ここで設定された審査基準は、問題が憲法上の争点を提起する当事者適格を認めるべきか否かという、実体審理の前の段階にあるものであり、憲法訴訟の成立可能性を権利確保の観点から拡大させることが一般的要請であることにかんがみるなら、厳格に過ぎるものであると思われる。

これと異なり、本決定は、この問題についてとくに明言しないまま解散命令の憲法適合性判断に入っている。そのことは、すでに指摘されているとおり、⁽¹⁴⁾ 本決定は、本件解散命令によって礼拝や宗教上の儀式のための施設が失なわれ、また信

者の共同生活が不可能となるなどの、信者の信教の自由が具体的に状態において侵害される旨を原告人が主張していると汲んで、実体的な憲法判断を加えたものである、と推測される。そして、このような理解は、右述の評釈者の見地からすれば、妥当なものといえる。ただ、先に問題にしておいたところの、加持祈禱事件判決を先例として引いたこととの関連では、説示に不十分さを残したように思われる。

註

- (1) ただし、宗教法人の設立については、公益法人にかんして民法(三四条)が許可主義を採っているとは異なり、宗教法人法(二二条以下)は準則主義に拠っている。もともと、明治期に制定された民法は、宗教団体・宗教結社は「主務官庁ノ許可ヲ得テ」法人になりうる旨規定していたが、この、国による宗教団体等の公益性の認定と法人設立の許可制という仕組みは、信教の自由および政教分離原則を定めた日本国憲法と合致せず、宗教法人法は、設立について所轄庁のする「規則の認証」によるもの、一種の準則主義を採用したのである(参照、大石眞「宗教団体と宗教法人制度」ジュリスト一〇八一号(一九九五年)二一三頁)。
- (2) 参照、判例時報誌一五五号三頁のコメント。
- (3) 笹川紀勝「宗教法人の解散命令と信教の自由——宗教法人オウム真理教解散命令事件」〔本決定に対する評釈〕法学教室一八八号(一九九六年)七四―七五頁。
- (4) 代表的なものとして、芦部信喜『憲法〔新版〕』(岩波書店・一九九七年)一四三頁以下、佐藤幸治『憲法〔第三版〕』(青林書院・一九九五年)四九〇頁以下。
- (5) この点にかんし、佐藤・前掲註(4)も次のように述べている。——宗教法人法(二二条)が、該法律における「宗教団体」をもって、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」団体(同条本文)で、「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体」(一号)および「(一号)に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体」(二号)と定義しているのは、憲法上の「宗教団体」よりもその概念において狭く、したがって憲法上の「宗教団体」で宗教法人法によって法人格を取得できないものも生じうるが、「法人格を付与されるかどうかは、主として財産管理・取引の安全の確保の見地からのものと解され、その限りにおいて同法が一定の要件を課するのは憲法上許容されないわけではなく、法人格を取得しなくとも、もとより宗教的結社として活動でき、その

活動は憲法上保護される」と(四九一頁)。

(6) 笹田栄司「宗教法人の解散命令と信教の自由」〔本決定に対する評釈〕『平成七年度重要判例解説』(一九九六年) 一五頁。

(7) 笹川・前掲註(3)七五頁も、同様の問題意識に立つものと思われる。

(8) 参照、芦部・前掲註(4)一四四―一四五頁。

(9) この趣旨を正しく具体化した判例とみられるものが、いわゆる牧会事件判決(神戸簡判75・2・20判時七六八号三頁)である。判決は、牧師のする牧会活動は、「礼拝の自由の一内容」をなし、「内面的な信仰と異なり、外面的行為である…故に公共の福祉による制約を受ける場合のあることはいうまでもないが、その制約が、結果的に行為の実体である内面的信仰の自由を事実上侵すおそれが多分にあるので、その制約をする場合は最大限に慎重な配慮を必要とする」とし、本件牧会活動は、形式上犯人蔵匿罪にあたるとしても、「魂への配慮に出た行為」であり、「全体として法秩序の理念に反するところがなく、正当な業務行為として罪とならない」と述べている。

(10) 以上の要約については、参照、判例時報誌コメント一五五五号五頁。

(11) 笹田・前掲註(6)一五頁も同旨である。

(12) なお、こうした把握に疑念を呈する見解もある。笹川・前掲註(3)が、「抗告人と信者の関係の場合、信者はその宗教法人の構成員である。利益相反の場合は別として、はたして、構成員は法人にとって第三者の地位に立つか。例えば、肉親の情を断つほどの密接ないわば運命共同体の意識を持った宗教団体と信者の関係を、『法律上は別個の存在』〔原審決定〕としてとらえることは適切か。」(七五頁)とするのがそれである。本件における抗告人と信者の関係の密接さは明らかであるが、そのことは、わが国訴訟の基本構造から、両者を法的には別個の人格をもつ存在にとらえた上で考慮すべき要素であるといわなければならないまい。

(13) 芦部信喜『憲法訴訟の理論』(有斐閣・一九七三年)五五頁以下(初出、「憲法訴訟における当事者適格——第三者の権利侵害を理由とする違憲訴訟」ジュリスト二六一―二六三号(一九六二年))。

(14) 判例時報誌コメント一五五五号四頁のいうところである。

追記 本稿脱稿後に、本決定に対する評釈として、平野武「宗教法人法八一条一項一號及び二號前段に規定する事由があるとしてなされた宗教法人の解散命令が憲法二〇条一項に違反しないとされた事例」『民商法雑誌一一五巻六号一五五頁以下(一九九七年)』に接したが、本稿では参照しえていない。